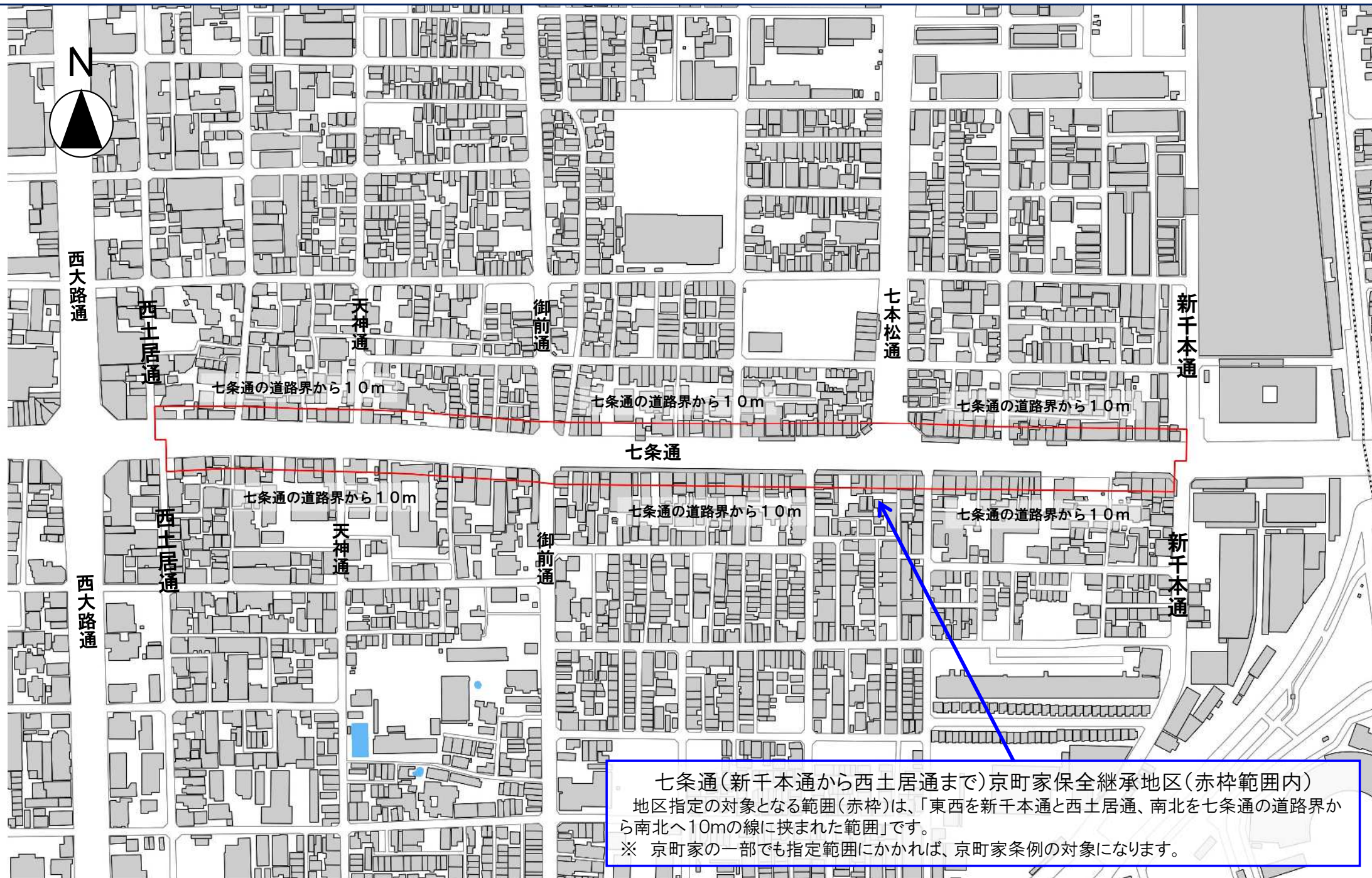


# 七条通（新千本通から西土居通まで）京町家保全継承地区



七条通(新千本通から西土居通まで)京町家保全継承地区(赤枠範囲内)  
地区指定の対象となる範囲(赤枠)は、「東西を新千本通と西土居通、南北を七条通の道路界から南北へ10mの線に挟まれた範囲」です。  
※ 京町家の一部でも指定範囲にかかれば、京町家条例の対象になります。